

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字西 九五五番五地先から同郡同町 大字藤久保字西九六〇番一 地 先まで		区 間
一一三・一二二 一一二・〇〇〇	八・一八〇 八・二二八	敷地の幅員 (メートル)
三七〇・〇〇四		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考